

令和6年度第2回文化財保護委員会会議録

日 時：令和6年3月4日（火）

午後1時30分から

場 所：市民文化研修センター 研修室1

（日程）

1. 郷土歴史資料館長 あいさつ
2. 議題
 - （1）あわら市指定文化財の諮問に係る審議
 - ①親鸞聖人像（明善寺）
 - ②願慶寺文書
3. 報告
 - （1）令和6年度文化財保護事業経過について
 - （2）あわら市文化財保存活用地域計画について
4. その他

（出席委員）

吉田 純一 水野 和雄 長野 栄俊 川波 久志
籾内 昭男 藤川 明宏 能美 進

（事務局）

郷土歴史資料館 館長 九千房 英之 郷土歴史資料館 館長補佐 橋本 幸久
郷土歴史資料館 学芸員 橋本 可奈

【館長あいさつ】

〔議題1〕あわら市指定文化財の諮問に係る審議について

①親鸞聖人像（明善寺）

（事務局より説明）

委員長：ただいまの親鸞聖人像の説明に意見、質問はあるか。

委員：左上御影は全国に何点かあるということだが、それらは市指定となっているのか。

事務局：指定となっているものもあるが、それぞれの市によって異なるため指定となっていないものもある。

委員：裏書によると、これは文明9年の作か。

事務局：おそらくそうだ。

委員：文明9年の段階で大谷本願寺という言い方はあるのか。

委員：他の裏書も大谷本願寺となっている。室町期の親鸞像の裏書に多い。

委員：願主の釈成善について記されている資料はないか。

委員：資料としては見られない。

委員：裏書はどういった内容が書かれているのか。

事務局：この絵像に対して書かれているもので、どこの誰が何年にこの絵像を渡したかという証明のため書かれている。願主とは絵像を望んだ人で、それに対して蓮如がこのような書付を持ってそれを下付したという形になる。

委員：論文には越前国桂島照護寺門徒とあるが、今日の資料には越前国桂□□□□□となっている。

事務局：そこまでは読めなかった。

委員：桂から下は見え、なぜそのように読めたのか謎だった。赤外線カメラで撮影すれば見える可能性があるが、調査時はそこまで機材を用意しておらず確認できなかった。

委員長：調査に行ったときの報告書はないのか。

事務局：藤川委員が作成した報告書がある。

委員長：そういったものがある場合は出して欲しい。調査の結果となる資料がないと、こちらでも判断できない。

事務局：わかりました。

委員：絵画として、美術的価値の高いものとして指定すると考えてよいのか。

委員：歴史資料としてか絵画としてか、どの枠で指定するのかという問題がある。他の地域では何で指定されているのか。

事務局：安城市は絵画で指定している。

委員長：絵画として指定するならば、調書にこの像の絵画的特徴を示さなければならない。

委員：これは指定の答申案か。

事務局：はい。

委員：指定する前に委員で実物を見た方がよいのではないか。

委員：そのとおり。写真だけでは分かりにくいところもある。

事務局：わかりました。

委員：絵像の剥落したところでも赤外線カメラを使えば見えるのか。

委員：剥落したところは見えないが、汚れ等で肉眼では見えなくなったところは見える場合がある。

委員：論文に桂島照護寺門徒とあるが、もしそのように読めるのならその門徒ということ

になる。

委員：そうなる。

委員長：そうすると同国金津はどう理解するか。

委員：照護寺が金津にあったということになるか。

委員長：同国金津の下には文字はないか。

委員：ないように見えた。

委員：他市では指定調書の文章も会議で検討している。そして、指定になるとその文章は変えられないという形でやっている。

事務局：これはあくまで申請書で、この会議を元に調書を作成し、それをみなさんにお送りして、意見をいただき修正するという形で進める。

委員：花押は見えなかったか。

委員：見えなかった。

委員：御影の読みは、左上御影はミエイだが、裏書の親鸞聖人御影はゴエイなのか。

委員：ルビを入れてしまったのでややこしくなったが、指定名称としては、絹本著色親鸞聖人肖像となり、指定名称に御影は入らない。

委員長：絵画としての価値もあり、左上御影としての歴史的価値もあるので、指定としての意義は十分にあるが、今後どのような流れで指定となるのか。

事務局：文化財保護委員会で指定の価値があると判断されれば、最終的に教育委員会定例会で承認されれば指定となる。

委員長：教育委員会定例会へかけるときの調書はどのようになるのか。

事務局：今回出していなかったが、調書はみなさんに見ていただいたうえで教育委員会定例会へかける。

委員長：時期はどうか。

事務局：今週、指定調書を作成し、3月25日に教育委員会定例会があるので、そのときに諮る。

委員長：それでは、この親鸞聖人肖像の文化財としての価値は指定するという方向で良いか。

委員：良いと思う。可能ならば、赤外線カメラで撮影しもう一度裏書を確認した方が良い。

事務局：完全な赤外線カメラではないが、赤外線ライトとフィルターは用意できるので、それらでもう一度確認する。

委員：名称は絹本著色親鸞聖人肖像附裏書とあるが、附は必要か。他にも裏書は附にしているのか。

事務局：令和2年に浄光寺の法然上人肖像が県指定となったが、裏書が附となっている。

委員：この附裏書は別個になっているのか。

委員：はい。裏書を別軸で表具しているので、お像と裏書とで2幅ある。本像だけではなく、裏書も重要であることから附として入れている。

委員長：裏書ははがしたのか。

委員：相当昔に、はがして別で表具したと考えられる。

委員：元の絵像にあとから裏書を付けたのか。

委員：そうではなく、元々は絵像の裏に書かれていたが、裏は擦れて傷んでしまうため、裏書を別に表具することはよくある。今回の場合も、裏書も重要なものであることから傷みを防ぐためにはがして、別に貼っている。

委員長：そのようなことも調書に書いておかななくてはならない。それでは、指定にすることによってよろしいか。

委員：はい。

委員長：この委員会では、指定として認める。

②願慶寺文書

(事務局より説明)

委員長：ただいま、事務局より願慶寺文書について説明があったが、これについて意見、質問はあるか。

委員長：一覧表では、年代が分かるものを年代順に並べているとのことだが、願慶寺ではどのように分類され保管しているのか。

事務局：一覧表にある箱番ごとに箱に入れられている。昭和の終わりから平成の初めに地元の郷土史家の朝倉先生が一度調査に入っており、先生が箱にまとめた。朝倉先生が調査した状態を崩さないようにして、それぞれの箱ごとに中性紙の箱に入れ直した。

委員：文書を整理するときに、現秩序のまま整理するとされているが、現秩序が昭和の末にできたものであり、さらに寺にとって大事なものは軸装され、それだけ別置されているものもあるため、順番が入れ替わっている。ただ、箱自体が指定からはずされているが、入っていた箱も一緒に指定にしても良いのではないか。

事務局：はい。

委員長：調査をした金沢大学からの報告書はあるか。

事務局：金沢大学は、調査というよりも目録取りと写真撮影を行った。中身についての分析等は行っていない。

委員長：その目録はどのような順番であったのか。

事務局：箱の順番となっている。

委員：この箱はどのような箱か。

事務局：古文書の整理をする専用の中性紙箱。

委員長：箱によっては指定するものとしめないものが混在している箱もある。もし、古文書を見る場合はまず箱を探し、その中からみつけなければならないということになる。

事務局：箱にその中に入っている目録一覧を張り付ける予定である。

委員：備考のところは何点か公開不可とあるが、このようなものも指定とするのか。

事務局：寺によると、指定とすることは構わないが、公開は本山から規制がかかっているた

め、一般に公開することはできないとのことだった。

委員：それなら指定にしなければ良いのではないか。

委員：なかなかない時代のものであるから指定しても良いと考える。

委員：指定ならば公開の義務がある。

委員：絶対に見ることができないわけではなく、子孫であると証明できれば見ることができる。

委員：すべてを研究のために見ることはできない。

委員長：冊子になっているものもすべて撮影したのか。

事務局：すべて撮影した。

委員：それは公開されるのか。

事務局：今後、寺と相談する。できれば、デジタルアーカイブにする。

委員：指定は古いものだけではなく昭和まで入っているが、ある程度絞ったほうが良いのではないか。

委員：福井県の文化財指定を担当している生涯学習・文化財課の話では、やり方は自治体によって異なるが、県指定でも昭和の年賀状まで指定に入っているものもあり、最近福井では全体に指定をかけ、その中のプライバシーに関わるような一部だけを除くという方法で指定する傾向にあるようだ。

事務局：現代の私たちから見れば指定は必要ないと思うようなものでも、今指定しておけば100、200年後にもなくなることはない。このため、今回も寺と関係ないようなものを除き、それ以外のものはすべて含めている。

委員：そうだとすると、中世文書、近世文書など時代が分かるようにした方が良い。

委員：年が書かれていないため、福井県史にも載っているような重要な文書が後ろの方になってしまっている。ある程度年代が分かるものは時代ごとに並べても良いと思う。一見して中世文書と分かるようなリストの方が良い。

事務局：中世はできると思うが、近世になると近世文書だということはすぐに分かるが、すべてを年代順にしようとするのととても時間がかかる。

委員：2枚目の後半を見ると、中世文書と近世文書があり、このようなところに埋もれない方が良いと思う。

委員長：きちっと年代順に並べてあると使いやすくなる。指定にするならば、今後の使われ方を考えながら、目録を作成する必要がある。

委員：この文書は多様なものが含まれているため、調書には、項目ごとにどのような内容であるか特徴を箇条書きにした方が良い。

事務局：わかりました。

委員長：版木は除外することになっているが、どうなのか。

事務局：今回は古文書としての種別で指定をするので外したが、貴重なものであるのでいざ別形の形での指定を考えている。

委員長：版木はどのようなものか。

事務局：嫁威しの物語の版木です。

委員長：それは貴重な。

委員：版木はどのくらい指定になっているのか調べたところ、西福寺のものが工芸、孫嫡子は有形民俗文化財で指定されている。

委員長：吉崎と関係のあるものであれば版木も貴重な物。

委員：富山などの遠方の文書の中に版木で刷られたものがみつかり、おそらく近世にお参りしに来た人が、買ったもしくはもらったものと思われる。このように、嫁威しの伝承が広まっていった過程が分かり、重要な物。

事務局：刷ったものは今回何点か古文書の指定として入れているが、版木そのものは今後、民俗など別の指定として考えている。願慶寺にある嫁威し肉付きの面と合わせて指定することも考えている。

委員長：今回、版木は指定から外すということによろしいか。

委員：はい。

委員長：吉崎における願慶寺の立ち位置は重要なものであるから、おそらく願慶寺文書も吉崎を考えるうえで貴重な資料であると思われるが、一覧を見ても古文書の内容が重要なものかどうか分からない。内容を示してもらえれば、判断することができる。

事務局：今回は会議資料に調書を付けていなかったの、次の委員会時に提示する。

委員長：それでは、願慶寺文書について審議を行ったが、指定までは至らず審議を継続することとする。

事務局：わかりました。

〔報告1〕令和6年度文化財保護事業経過について

(事務局より説明)

委員長：事務局より令和6年度文化財保護事業経過について説明があったが、質問、意見はあるか。

委員：千束一里塚について、ツルのようなものが張っているが、樹勢に影響はないのか。

委員：令和7年度に行う作業の中で取る予定。樹皮に付着しているため、直接木を弱らせることはないが、木肌が見えなくなり病気や害虫が入っても気づきにくくなる。

委員長：指定文化財補助金の表現が「補助金の上限が50万円」ではなく「50万円が補助金の上限」ではないか。

事務局：修正する。

委員長：キンメイチクの維持管理は地元の人参加していないのか。

事務局：はい。

委員：どのような作業を行ったのか。

事務局：倒れて道にはみ出ているところを伐採し、剪定を行った。

委員長：文化財について意識してもらうためにも、このような機会に地元の声をかけて一緒にやるべき。そうしないと、地元が関心を持たなくなってしまう。

事務局：わかりました。

委員長：矢地八坂神社調査は矢地区から依頼があったのか。

事務局：はい。神社の中の物の調査を行った。

委員長：神社の建物は新しいのか。

事務局：明治末くらい。

委員：神宮寺城跡は発掘調査を行ったのか。

事務局：行った。常滑焼三筋壺などが出土している。今後報告書作成予定。

委員：ここに記載のある報告書の遺跡について全く知らないので、調査を行ったら現地説明会を行うなど、委員会で調査成果を報告して欲しい。

事務局：わかりました。

委員会：では、経過報告については以上とする。

〔報告2〕文化財保存活用地域計画について

(事務局より説明)

委員長：文化財保存活用地域計画の委員会において、この文化財保護委員会で指定文化財がどのように管理保管されているのかを見て回ることが必要ではないかという意見が出たことを付け加えておく。

事務局：福井市ではそのような査察は行っているか。

委員：最近では、平成29～30年度に福井市の文化財の冊子を作り直したので、その際にすべて見に行った。定期的に見回る体制があるわけではない。

委員長：水野委員は県のパトロール員になっているか。

委員：なっている。年5回割り当てられたところを見回っている。福井・鯖江地区を17か所担当している。傷んでいけば県に報告する。

事務局：今後、一年に数か所、専門の委員と参加できる委員数人で見回りができたらと思っている。

委員：敦賀市でも文化財保護委員をしているが、文化財防火デーの前後に文化財がどこに保管されているのか確認し、文化財保持者に指導を行う。あわら市でも文化財保護委員会の際に、文化財の日常の管理状況を委員で視察した方が良い。

事務局：文化財保存活用地域計画を策定する中で文化財の把握は行ったが、全然足りていない。今後あわら市12地区ごとに精査を行っていく予定だが、その際に指定文化財の視察を検討しているため、委員のみなさんにご同行いただきたい。

委員長：以上で報告を終わる。

〔その他〕伊井白山神社について

委員長：伊井白山神社は文化3年に伊井大工によって建てられた小規模な三間社の本殿で、彫刻がとても立派で江戸時代後期に白木の状態で彫刻を多用しているという点が貴重である。福井県内社寺建築の流れを捉える上で重要であることから1月の県文化財保護審議委員会で県指定となる承認を得た。

委員長：ほかに事務局から報告事項はあるか。

事務局：ありません。

委員長：以上で、会議次第を全て終了したので事務局へお返しする。

事務局：これで、令和6年度第2回文化財保護委員会を終了する。